

議案第 8 4 号

京丹後市庁舎整備検討委員会条例の制定について

京丹後市庁舎整備検討委員会条例を別記のように定める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

庁舎整備について、これまでの経過を踏まえながら、そのあり方について検討を進めていくため、京丹後市庁舎整備検討委員会を設置するものである。

(別記)

京丹後市庁舎整備検討委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長にその意見を答申する。

- (1) 京丹後市役所本庁機能集約化基本方針に基づく庁舎整備・庁舎再配置のあり方に関すること。
- (2) 庁舎整備・庁舎再配置の推進状況の検討、評価に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、庁舎整備・庁舎再配置に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 区長連絡協議会等の代表者
- (2) 商工観光団体、建設団体、農林水産団体その他公共的団体等の代表者又は役職員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に適当と認める者

3 市長は、必要に応じて、第2条に掲げる所掌事項に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項に掲げる者のうち委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、当該身分の任期までとする。

3 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 京丹後市役所本庁機能集約化基本方針

平成27年3月19日策定

京丹後市役所の本庁機能のあり方については、合併時から、旧役場庁舎利用の「分庁舎方式」を採用しながら、主に峰山庁舎、網野庁舎及び大宮庁舎の3庁舎を中心に利活用を図ってきた。

この間、老朽化や耐震化への対応を含めた将来的なあり方について、京丹後市まちづくり委員会をはじめ、京丹後市行政評価委員会、京丹後市議会その他関係団体から、「本庁機能の集約化」について、その推進に積極的な答申や意見が出されてきたところである。

このような中で、平成26年12月、京丹後市議会の議決を経て、第3次京丹後市行財政改革大綱が策定され、第3節（効率的・効果的な行政運営の推進）の1（組織の機能向上と効率化）において、「合併による行財政改革の効果をより一層発揮するため、本庁機能の集約化についても検討を進めていく必要がある」という指針が示された。

よって、更なる市民の利便性及び行政運営の効率性の向上に向け、次のとおり本庁機能の集約化を図ることとし、ここにその基本方針を定める。

## 記

- 1 現在、京丹後市役所の位置として定められている峰山庁舎及びその周辺（以下「峰山庁舎近辺」という。）を必要最小限の費用で整備することにより、大宮庁舎、網野庁舎及び丹後庁舎に存置する本庁機能をできる限り峰山庁舎近辺に集約化する。
- 2 すべての本庁機能を峰山庁舎近辺に集約化することが経費的若しくは物理的な見地から勘案して不利若しくは困難な場合又は他の建物を利用するほうが有利な場合は、建築経過年数が少ない大宮庁舎をできる限り当該他の建物として利活用する。この場合において、市長部局の本庁機能は、できる限り峰山庁舎近辺に集約化する。
- 3 本庁機能の集約化のための庁舎、駐車場等の整備は、その進捗状況を市民に公開しつつ、平成29年度末までの完了を目途とする。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 6 月 定例会

議案の 件 名	議案第84号 京丹後市庁舎整備検討委員会条例の制定について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <b>条例</b> その他（ ）
------------	----------------------------------	------------	-------------------------------

<<政策等の概要>> 本市の庁舎整備について、これまでの経過を踏まえながら、そのあり方について幅広く検討を進めていくため、京丹後市庁舎整備検討委員会を設置するものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・ <b>無</b> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)													
	<<財源措置の状況>> (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)													
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
<<政策等の必要性>> 本市の庁舎整備については、平成27年3月19日に策定された京丹後市役所本庁機能集約化基本方針に基づき、庁舎整備もしくは庁舎再配置の議論、計画策定及び予算化が行われてきた。平成31年3月定例会における補正予算第9号において、災害復旧事業を優先すべきものとして、庁舎再配置事業に係る旧丹波小学校等の実施設計の予算を減額し、現在に至っている。 令和6年度までとなった合併特例債の活用期限を見据え、これまで行われてきた計画等の進捗状況の検討・評価を行うとともに、庁舎整備・庁舎再配置のあり方について、幅広く検討を進めるため、京丹後市庁舎整備検討委員会を設置するものである。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 令和6年度までとなった合併特例債の活用期限を見据え、庁舎整備のあり方を幅広く検討するもの。													
H27.3.19 「京丹後市役所本庁機能集約化基本方針」策定 H27.12 「京丹後市役所本庁舎整備事業基本計画の骨子」策定 H30.8.21 議員全員協議会で庁舎再配置事業について説明 H30.10 京都府が千年に一度を想定した洪水浸水想定区域図を公表 H31.2.26 3月定例会で、災害復旧事業を優先すべきとして、庁舎再配置事業に係る旧丹波小学校等の実施設計分に係る予算を減額	<<総合計画等の整合>> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">総合計画 計画項目</td> <td style="background-color: #fff9c4;">29</td> <td style="background-color: #fff9c4;">効率的・効果的な行財政運営</td> </tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画期間</td> <td></td> </tr> </table>					総合計画 計画項目	29	効率的・効果的な行財政運営	計画名称		策定年度		計画期間	
総合計画 計画項目	29	効率的・効果的な行財政運営												
計画名称														
策定年度														
計画期間														
<<政策等の実施時期>> 公布の日から施行する。	担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)											
	市長公室	政策企画課	有 ・ <b>無</b>											